

## 介護老人保健施設リハビリセンターのぞみ運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人のぞみが開設する介護老人保健施設リハビリセンターのぞみ（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 施設の従業者は、要介護者に対し、その病状及び心身の状況並びにその置かれている環境を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等の適切なサービスの提供を行う。

2 施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護老人保健施設サービスの提供に努める。

3 施設の運営に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し地域や家庭との結びつきを重視するとともに、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス、福祉サービスの提供主体との密接な連携に努めるものとする。

### (施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 介護老人保健施設リハビリセンターのぞみ
- 二 所在地 吉野川市山川町祇園 41 番地 5

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 二 医師 1名（常勤）

医師は、入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う。

- 三 薬剤師 1名（非常勤）

薬剤師は、医薬品の管理及び服薬指導を行う。

- 四 看護職員・介護職員 14名以上（常勤換算）

看護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる。

介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。

五 支援相談員 1名（常勤）

支援相談員は、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

六 理学療法士又は作業療法士 1名以上（常勤換算）

理学療法士又は作業療法士は、機能訓練の提供に当たる。

七 管理栄養士 1名（常勤）

管理栄養士は、必要な栄養管理を行う。

八 介護支援専門員 1名（常勤）

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務に当たる。

九 事務員及びその他職員 2名（常勤換算）

事務員は、必要な事務を行う。

（入所者の定員）

第5条 入所者の定員は、40人とする。

ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

（入所者に対する指定介護老人保健施設サービスの内容）

第6条 介護老人保健施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- 一 療養上の診療
- 二 機能訓練
- 三 看護
- 四 医学的管理の下における介護
- 五 食事、その他のサービス

（利用料その他の費用の額）

第7条 指定介護老人保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 居住費、食費の利用料については、次（または別紙利用額一覧表）のとおりとする。

なお、厚生労働大臣が定める利用者負担段階第1段階、第2段階、第3段階の該当者については、市町村から交付される「介護保険負担限度額認定証」に記載された負担限度額を利用者負担額とする。

一 居住費

- |          |      |        |
|----------|------|--------|
| ① 多床室    | 日額   | 775円   |
| ② 従来型個室  | 日額1, | 728円   |
| ③ 特別な居住費 | 個室   | 日額550円 |

## 二 食 費

### ① 食費

日額 1, 7 5 0 円

(朝食 4 3 0 円 昼食 6 6 0 円 夕食 6 6 0 円)

3 前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 日用品費 日額 3 6 3 円 (CS セット)

二 教養娯楽費 日額 2 0 0 円

三 私物電気器具電気代 一器具 日額 1 0 0 円

四 健康管理費 (肺炎球菌予防接種料等) 実費

五 保険外処置料 (死後処置料) 1 0, 0 0 0 円

六 その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 本条 2 項、3 項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとする。

5 施設は本条 2 項、3 項で設定した居住費並びに食費、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあたっては、介護保険制度の改正内容や施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し改定するものし、利用者又は身元保証人に改定の考え方を書面で説明し、書面での同意を得た上で改定するものとする。

### (施設の利用に当たっての留意事項)

8 条 入所者が指定介護老人保健施設サービスの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

一 入所者は施設の規律を守り、喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。

二 入所者は施設の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。

三 入所者は火気の手扱いに注意しなければならない。

四 入所者は施設の安全衛生を害する行為をしてはならない。

### (非常災害対策)

第 9 条 施設は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

一 消火、通報及び避難の訓練 (年 2 回)

二 消防設備、施設等の点検及び整備

三 従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督

#### 四 その他防火管理上必要な業務

##### (緊急時の対応)

第10条 施設は入所者の病状が急変した場合やその他必要な場合は、速やかに協力病院への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

##### (事故発生時の対応)

- 第11条 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。また事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。
- 2 施設は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、施設の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。

##### (身体拘束の制限)

- 第12条 従業者は、指定介護老人保健施設サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者あるいは家族等に説明、同意を得た上で実施するものとし、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

##### (個人情報保護)

- 第13条 施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

##### (虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第14条 施設は、入所者の尊厳保持、人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたるものとする。
- 2 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報し、市町村等が行う虐待等の調査等に協力するよう努めることとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1か月以内

二 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 施設は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人のぞみと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年11月1日施行

平成23年 6月 17日改正施行

平成24年 4月 1日改正施行

平成26年 4月 1日改正施行

平成27年 7月 1日改正施行

平成27年 8月 1日改正施行

平成30年 8月 1日改正施行

平成31年 4月 1日改正施行

令和 元年10月 1日改正施行

令和 3年 4月 1日改正施行

令和 4年 4月 1日改正施行

令和 5年 4月 1日改正施行

令和 5年11月 1日改正施行

令和 6年 2月 1日改正施行

令和 6年 8月 1日改正施行

令和 6年10月 1日改正施行

令和 7年 3月 1日改正施行

令和 7年 8月 1日改正施行

令和 7年10月 1日改正施行